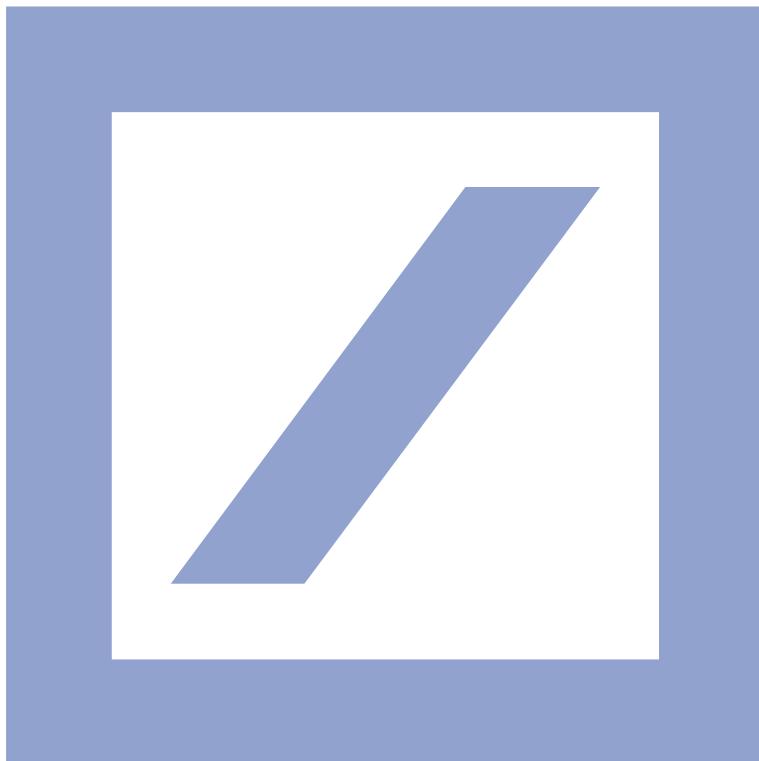


ドイチュ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能



ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. この目論見書により行う「ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 11 月 13 日にその届出の効力が発生しております。
2. 「ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」は、主に外貨建て債券を投資対象としていますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

目論見書の概要

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

この概要は、目論見書の証券情報、ファンド情報等を要約したもので、目論見書の一部です。詳細は本文の該当ページをご覧下さい。

ファンドの概要

| | |
|----------|---|
| 基本的性格 | 追加型株式投資信託／バランス型 |
| 運用の基本方針 | 欧州諸国の現地通貨建公社債に分散投資し、信託財産の着実な成長を図ることを目的として、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 |
| 主な投資対象 | ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。 |
| 主な投資制限 | 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 |
| 価格変動リスク | 公社債など値動きのある証券に投資します(また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。)ので、運用実績等により基準価額は変動します。したがって、元金・利回りが保証されているものではありません。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 収益分配 | 年 4 回の毎決算日(原則として 2 月、5 月、8 月、11 月の各 15 日)に、収益分配方針に基づいて行います。 自動けいぞく投資コースを選択された場合の分配金(税引き後)は、自動的に無手数料で再投資されます。 |
| 追加設定 | 原則として毎営業日お申込みできます。 |
| お申込み単位 | 販売会社が別に定める単位でお申込みいただけます。 |
| お申込み価額 | 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| お申込み手数料率 | 販売会社が別に定める手数料率(上限 2.625% (税抜 2.5%)) |
| 途中換金 | お申込み頂いた販売会社で、いつでもご換金ができます。 |
| 解約価額 | 解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に 0.15% を乗じて得た額)を差引いた額 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して、年率 1.155% (税抜 1.10%) |

投資家の皆様におかれましては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。



Deutsche Asset Management

A Member of the Deutsche Bank Group



ファンドの特色

1. 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧洲通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。

インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。

運用にあたっては、リーマン・ブラザーズ汎欧洲総合インデックス(Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index) (円ベース ヘッジなし)をベンチマークとします。

2. ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。

B B格相当以下の銘柄の実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。

公社債への投資に当たっては、原則としてB格相当未満の銘柄への投資は行いません。

3. ドイチ・アセット・マネジメント・グループのリソースを結集した運用を行います。

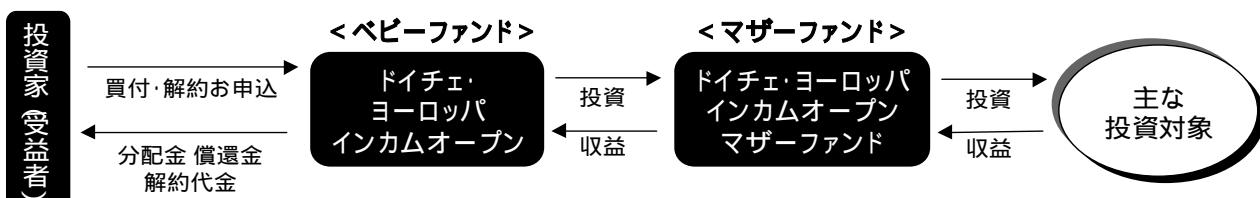
委託会社は、マザーファンド運用指図の権限を、ドイチ・アセット・マネジメント・リミテッド(所在地:One Appold Street London EC2A 2UU)に委託します。

4. 為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド「ドイチ・ヨーロッパ インカム オープン」とし、その資金をマザーファンド「ドイチ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



運用手法

1. トップ・ダウン・アプローチによる資産配分の決定およびボトム・アップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。
2. トップ・ダウン・アプローチにより、リスクとリターンのバランスが取れた資産配分を決定します。
3. 企業訪問等をもとにしたボトムアップによる銘柄分析で割安銘柄を適確に判断します。

ご投資の手引き

お申込みに関しては…

お申込み時期 平成 16 年 11 月 13 日から平成 17 年 11 月 12 日まで

お申込み単位 お申込み単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

| | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 1 口以上 1 口単位 | 1 万口以上 1 口単位 | 1 万口以上 1 万口単位 |
| 1 円以上 1 円単位 | 1 万円以上 1 円単位 | 1 万円以上 1 万円単位 |

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

手数料 お申込口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625% (税抜 2.5%) を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。

ただし、償還乗換等により当ファンドをお申込みいただく場合には、手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

iii

Deutsche Asset Management

A Member of the Deutsche Bank Group



収益の分配は…

分配方法 年4回の毎決算日(原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日に決算を行います。)に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

分配金のお受取方法は「一般コース」「自動けいぞく投資コース」によって異なります。

・「一般コース」を選択された場合

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店でお支払いいたします。

・「自動けいぞく投資コース」を選択された場合

分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いになる場合があります。

分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」の区分があり、「普通分配金」に対しては10%（所得税7%および地方税3%）の税金が課せられます。

上記の税率は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、地方税(3%)は課せられません。

詳しくは目論見書本文をご参照下さい。

信託期間は…

信託期間 当ファンドの信託期間は無期限です。
ただし、お客様のご解約により、残存口数が10億口を下回った場合等、信託を終了させていただく場合があります。
償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店でお支払いいたします。

受益証券は…

受益証券 受益証券は原則として無記名式です。また、ご希望により受益証券を引き出し、所有できますが、盗難や紛失などの事故を防ぐため、販売会社の「保護預り」をおすすめ致します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、受益証券はすべて「保護預り」とさせていただきます。

ご換金に関しては…

ご換金時期 いつでもご換金いただけます。

ご換金のお申込みの受付については、販売会社において、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われ、かつその解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ご換金方法 1口以上または1円以上の販売会社が定める単位でご換金できます。

お手取額 お手取額は、解約請求受付日の翌営業日の解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回った場合、その超過額の10%)を差引いた金額となります。

上記の税率は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、地方税(3%)は課せられません。

解約価額は、基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.15%を乗じて得た額)を差引いた価額です。

受益者毎の信託時の受益証券の価額等が、その受益者の元本(個別元本)にあたります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

支払開始日 原則としてお申込み日から起算して5営業日目からお支払い致します。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。詳しくは目論見書本文をご参照下さい。

運用状況を知るには…

運用報告書 委託会社は年2回、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

「保護預り」をご利用の受益者には、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社から「運用報告書」をお届けいたします。

基準価額 基準価額につきましては、販売会社の本・支店または委託会社にお問い合わせ下さい。

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問い合わせ下さい。

委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.damj.co.jp>)

リスクおよび留意点

当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券に投資します(また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

基準価額の主な変動要因

金利変動リスク

一般に金利が低下した場合、債券価格は上昇傾向となります。逆に金利が上昇した場合には債券の価格は下落傾向となります。当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて主に欧州通貨建ての債券に投資しますので、欧州各国の金利が上昇した場合、基準価額は下落する可能性が高いと考えられます。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により当該商品の価格は大きく変動します。また、デフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)します。

当ファンドは、相対的に格付けが低く信用リスクが高い債券(B格相当)に投資することもあり、保有する債券にデフォルトが発生した場合、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外国通貨建証券については、当該証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価(値下がり)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行ないませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

その他

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することができます。この場合、既にお申込の追加設定・解約であっても取り消させていただくことがあります。

当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

一部解約代金の支払い資金を手当てるために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

資金動向、市況動向などによってはファンドの投資方針に基づいた運用ができない場合があります。

上記のリスクおよび留意点は目論見書に記載するものの一部です。詳しくは目論見書をご覧ください。



目 次

| 項 目 | 主な記載内容 | ページ |
|------------------------|---|-----|
| 第一部 証券情報 | ファンドの申込みについて..... (申込手数料、申込単位など) | 1 |
| 第二部 ファンド情報 | | |
| 第1 ファンドの状況 | | |
| 1 ファンドの性格 | ファンドの商品性格について..... (ファンドの目的、仕組みなど) | 5 |
| 2 投資方針 | ファンドの投資方針について..... (投資方針、投資対象、分配方針など) | 10 |
| 3 投資リスク | ファンドのリスクについて..... (ファンドのリスク、管理体制など) | 17 |
| 4 手数料及び税金 | ファンドの手数料等・税金について..... (申込手数料、信託報酬、課税上の取扱いなど) | 20 |
| 5 運用状況 | ファンドの運用状況について..... (資産内容、純資産・分配・収益率の推移など) | 23 |
| 6 管理及び運営 | ファンドの管理・運営について..... (申込・換金の手続、受益者の権利など) | 26 |
| 第2 ファンドの経理状況 | ファンドの経理状況について..... (財務諸表、組入資産内容など) | 35 |
| 第3 その他 | その他の事項について..... (要約目論見書の記載内容など) | 57 |
| 第4 内国投資信託受益証券 事務の概要 | 受益証券の事務について..... | 58 |
| 信託約款 | | |
| 用語の解説 | | |

平成 16 年 10 月 28 日提出

発 行 者 名：ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職 氏名：代表取締役社長 廣瀬 俊博

本店の所在の場所：東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン

募集内国投資信託受益証券の金額：1,000 億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項なし

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン（以下「ファンド」または「ベビーファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型株式投資信託の受益証券（以下「受益証券」といいます。）

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行うことが可能です。

受益証券の当初元本は1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

(3) 発行数

1,000億円に相当する口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

(5) 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

また、投資者による基準価額の照会先は以下の通りです。

- ・委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））でご照会いただけます。
- ・販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。
- ・原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

なお、午後3時（半日営業日は午前11時）までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込受付分とします。

ファンドの「基準価額」は、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額を1万口当たりで表示するものとします。

「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

(6) 申込手数料

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料率の上限には、申込手数料に対する消費税等相当額が含まれております。

申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.damj.co.jp>)またはお電話(03-5156-5247(受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時))でご照会いただくか、販売会社の本支店の窓口でお問い合わせください。

「お申込み金額」とは、取得申込日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいです。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料(申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。)を加算した、取得申込者の支払金総額をいいです。

当ファンドは、償還乗換え¹および償還前乗換え²等の優遇制度の適用対象となる場合があります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

1 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3カ月以内に償還となった証券投資信託(ただし、信託期間中の換金が原則として認められていない証券投資信託を除きます。)の償還金^(注)をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドを申込む場合をいいです。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3カ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。

2 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取り請求にかかる売却代金または一部解約代金をもって当該販売会社が別に定める期間以内に当該販売会社でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合をいいです。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(7) 申込単位

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

1口以上1口単位

1万口以上1口単位

1万口以上1万口単位

1円以上1円単位

1万円以上1円単位

1万円以上1万円単位

ただし、各販売会社においては、上記の申込単位以外に、100万口または100万円までの範囲における数値をそれぞれ組合せた申込単位を定めることができます。申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.damj.co.jp>)またはお電話(電話番号：03-5156-5247(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))にてご照会いただくか、販売会社の本支店の窓口でお問い合わせ下さい。

(8) 申込期間

平成16年11月13日(土)から平成17年11月12日(土)まで

なお、継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9)申込取扱場所

申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.damj.co.jp>)をご参照いただくか、または03-5156-5247(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせ下さい。申込取扱場所は原則として販売会社の本支店等とします。

(10)払込期日

ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社により、委託会社の口座を経由して、追加信託を行う日に、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(11)払込取扱場所

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

(12)振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13)その他

申込の方法等

受益証券の取得申込者は、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(詳細は、「第一部証券情報(9)申込取扱場所」をご参照ください。)

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

取得申込の受付の中止、既に受け付けた取得申込の受付けの取消等

- a. 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとしますが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込の受付を制限または停止することができます。
- b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

クローズド期間

ありません。

「クローズド期間」とは、解約請求によるファンドの換金ができない期間をいいます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンは、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、主にユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うことを基本とします。

なお、インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託で、「バランス型」¹⁾に属します。

1) バランス型とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

なお、当ファンドは、公社債中心の運用を行うものに属します。

ファンドの特色

a. 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

運用にあたっては、公社債への投資は、原則として B 格相当以上の銘柄とし、よって、原則として B 格相当未満の銘柄への投資は行いません。

また、ポートフォリオの平均格付けは、原則として A 格相当以上に維持することを目指します。同時に BB 格相当以下の銘柄の実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以下に留めます。

格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けを用います。

複数の格付け機関により異なる格付けが付与されている場合は、原則として上位の格付けを採用します。

主要投資対象国は以下のとおりです。

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、英国、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

(主要対象国の現地通貨)

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェーコローネ

上記主要投資対象国および現地通貨は、平成 16 年 9 月末日現在のものであり、今後委託会社の判断により変更される場合があります。

(主要投資対象国の格付け)

EMU 通貨統合参加国(12カ国)

| 国名 | Moody's | S&P | 国名 | Moody's | S&P |
|--------|---------|-----|---------|---------|-----|
| オーストリア | Aaa | AAA | アイルランド | Aaa | AAA |
| ベルギー | Aa1 | AA+ | イタリア | Aa2 | AA- |
| フィンランド | Aaa | AAA | ルクセンブルグ | Aaa | AAA |
| フランス | Aaa | AAA | オランダ | Aaa | AAA |
| ドイツ | Aaa | AAA | ポルトガル | Aa2 | AA |
| ギリシャ | A1 | A+ | スペイン | Aaa | AA+ |

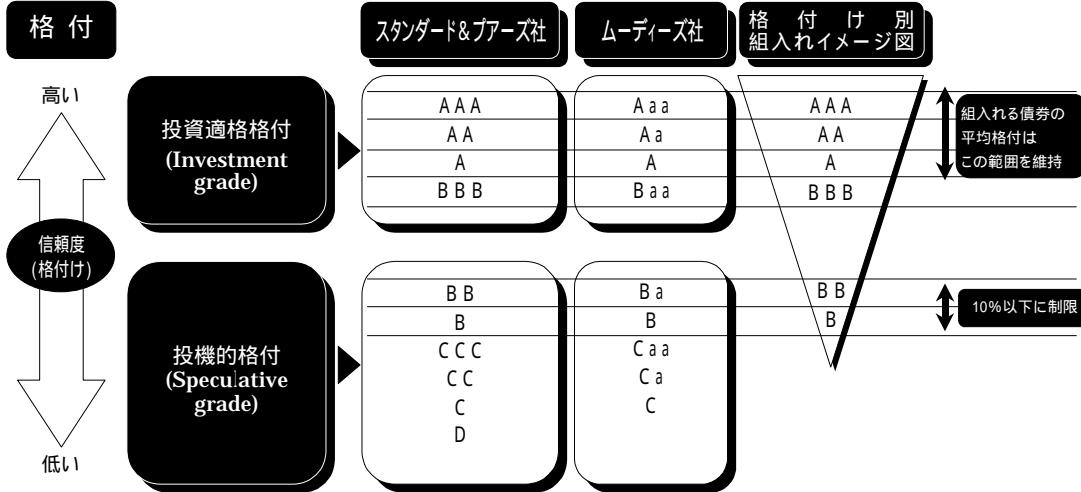
(平成16年9月末日現在)

その他の国(4カ国)

| 国名 | Moody's | S&P | 国名 | Moody's | S&P |
|--------|---------|-----|-------|---------|-----|
| デンマーク | Aaa | AAA | イギリス | Aaa | AAA |
| スウェーデン | Aaa | AAA | ノルウェー | Aaa | AAA |

(平成16年9月末日現在)

(格付けの概念及び格付け別組入れイメージ図)



* 債券の格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、スタンダード・アンド・プアーズ (S & P社) やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付けを行っています。しかしながら、あらゆる債券に格付けが付与されるわけではなく、通常は発行体が格付機関に依頼して、格付機関による調査・審査を経て格付けが付与されることになっています。

また、1つの格付け内に平均以上あるいは平均以下の銘柄を表わすために、+、-といった付加的な記号が付与されている場合あります。～格相当という場合は、その全てを含むものとします。

* 上記格付けは、いずれも自国通貨建てのものを表記しています。

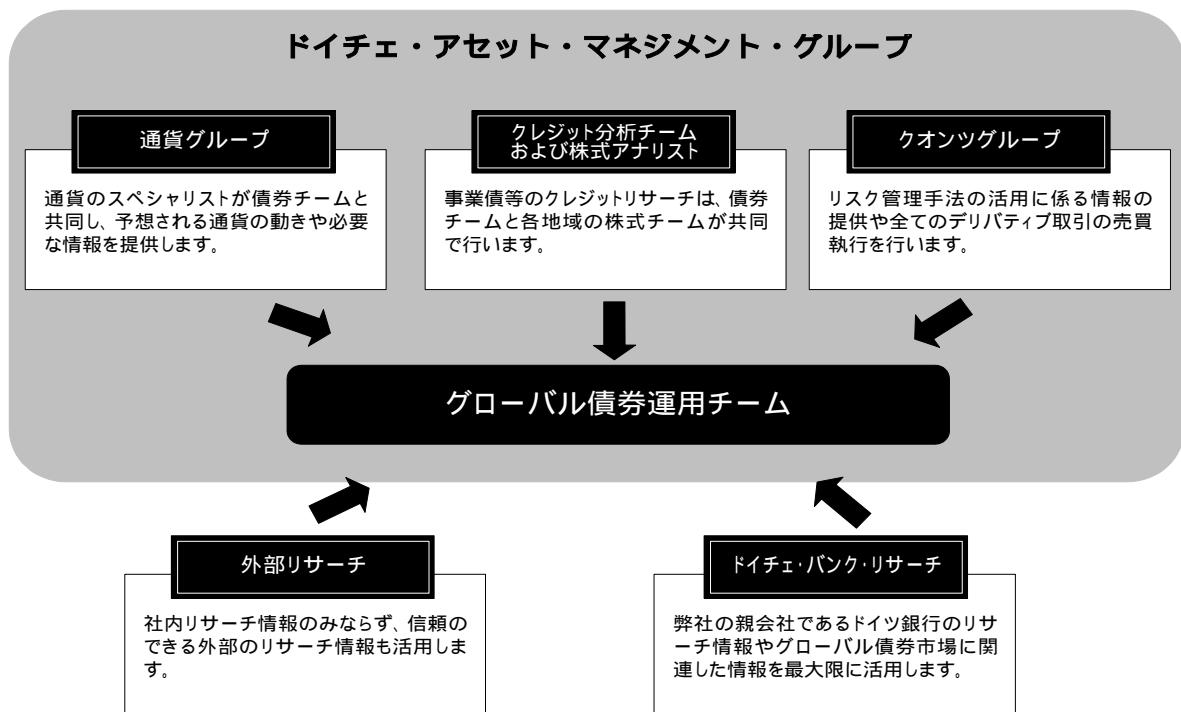
b. リーマン・ブラザーズ汎欧州総合インデックス (Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index)²⁾ (円ベース ヘッジなし) をベンチマーク¹⁾ とします。

1) ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

2) リーマン・ブラザーズ汎欧州総合インデックス (Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index) とは、リーマン・ブラザーズ証券が算出する債券インデックスで、欧州市場で発行されたユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネの各通貨建て債券のうち、一定の流動性および格付けを持つ国債、政府機関債、事業債（資産担保債を含む）等を対象とした指数です。

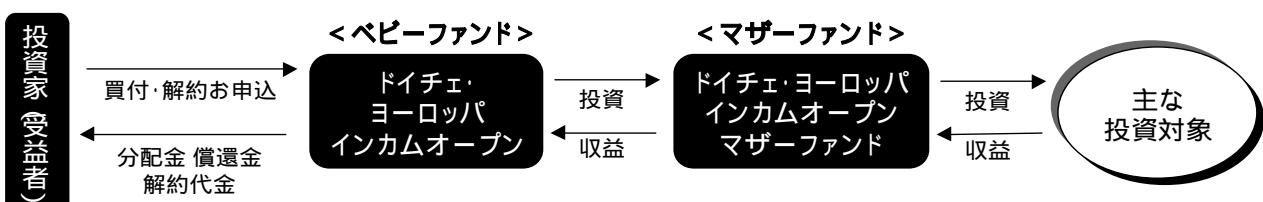
なお、(円ベース ヘッジなし) とは、現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

c. ドイチエ・アセット・マネジメント・グループのリソースを結集した運用を行います。マザーファンドの運用は、ドイチエ・アセット・マネジメント・リミテッドのグローバル債券運用チームが行います。運用にあたっては、ドイチエ・アセット・マネジメント・グループの情報網、およびグループ外部の情報網を最大限に活用します。



d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、取得申込者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。複数のベビーファンドの資金をまとめてマザーファンドで運用することができ、運用の効率を向上させることができが可能な仕組みです。

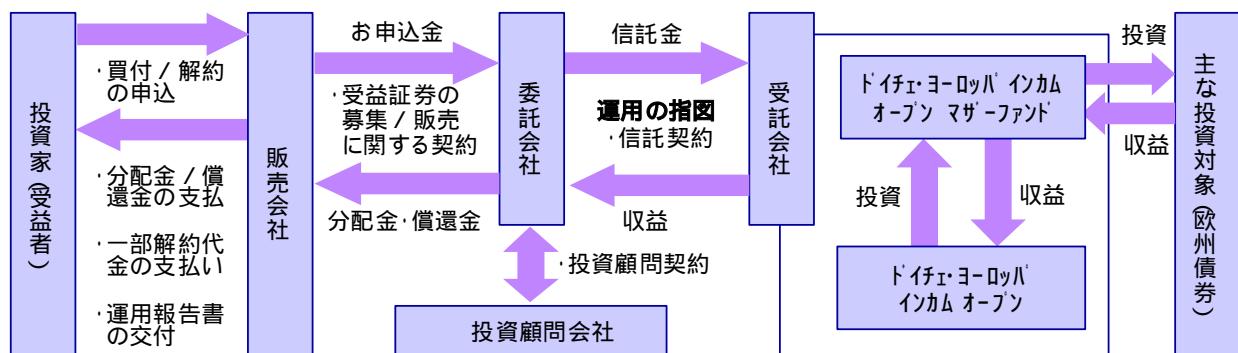


(2) ファンドの沿革

平成 14 年 8 月 29 日 信託契約締結
 同 当ファンドの設定
 同 当ファンドの運用開始

(3) ファンドの仕組み

A. ファンドの仕組み



B. 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次のとおりです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成、基準価額の計算等を行います。

ユーフェジエ信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

「販売会社」

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づきファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金の再投資に関する事務、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

ドイチェ・アセット・マネジメント・リミテッド（所在地：One Appold Street London EC2A2UU）（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行います。

なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

C. 委託会社の概況

a. 資本金

委託会社の資本の額は、金 1,248 百万円です。（平成 16 年 9 月末日現在）

b. 沿革

昭和 60 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
平成 2 年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成 7 年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 7 年 証券投資信託委託会社免許取得
平成 8 年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成 11 年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成 14 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

c. 大株主の状況

平成 16 年 9 月末日現在の大株主の状況

名 称：ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所：シンガポール038985 サンテックタワーファイブ #12 - 08 テマセックブルーバード 5

所有株式：24,960 株

所有比率：100%

2 投資方針

(1) 投資方針

投資対象

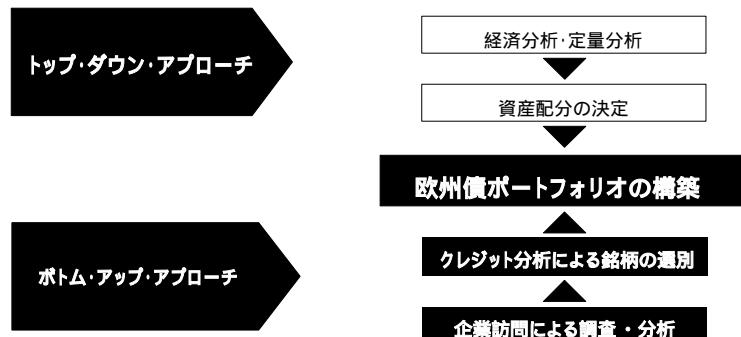
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

投資態度

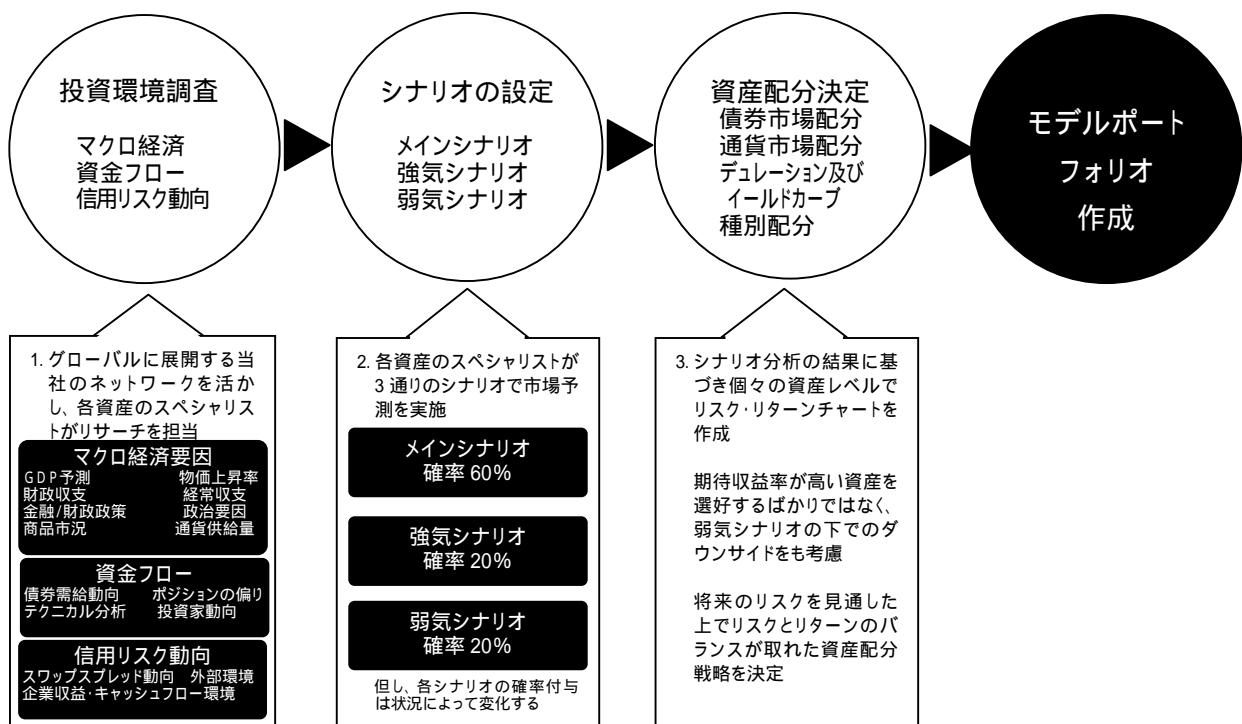
- a. 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧洲諸国とします。
- b. 公社債への投資は、原則として B 格相当以上の債券とします。
- c. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d. 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

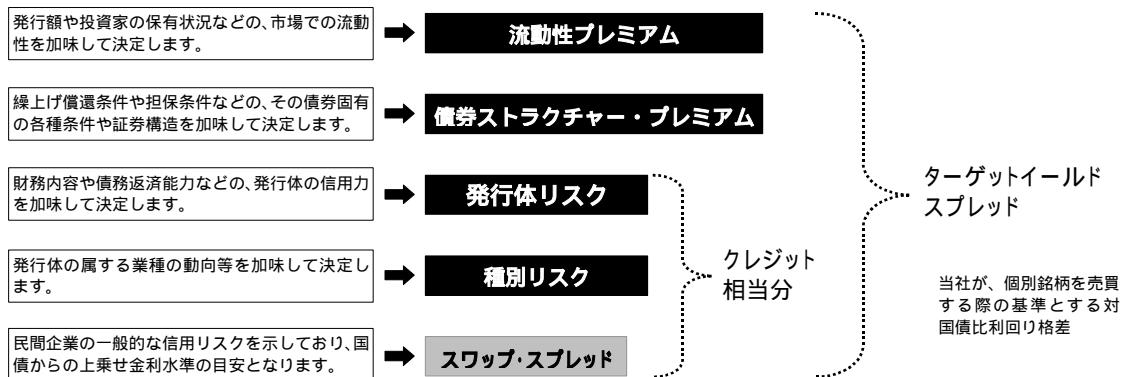
トップ・ダウン・アプローチによる資産配分の決定およびボトム・アップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



1. トップ・ダウン・アプローチは下記の手順で行い、リスクとリターンのバランスが取れた資産配分を決定します。



2. 企業訪問等をもとにしたボトムアップによる銘柄分析で割安銘柄を適確に判断します。クレジット分析の他、流動性・債券のストラクチャーを勘案し債券の本質的価値を算出し、市場価値と比較することにより、割安銘柄を発掘します。



(2)投資対象

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

口. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

二. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ト. 金融先物取引等に係る権利

チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除きます。）に係る権利（口.から二.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

リ. 金銭を信託する信託の受益権

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてドイチュ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーワフジエイ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるドイチュ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

-
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン

その他

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けるとの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

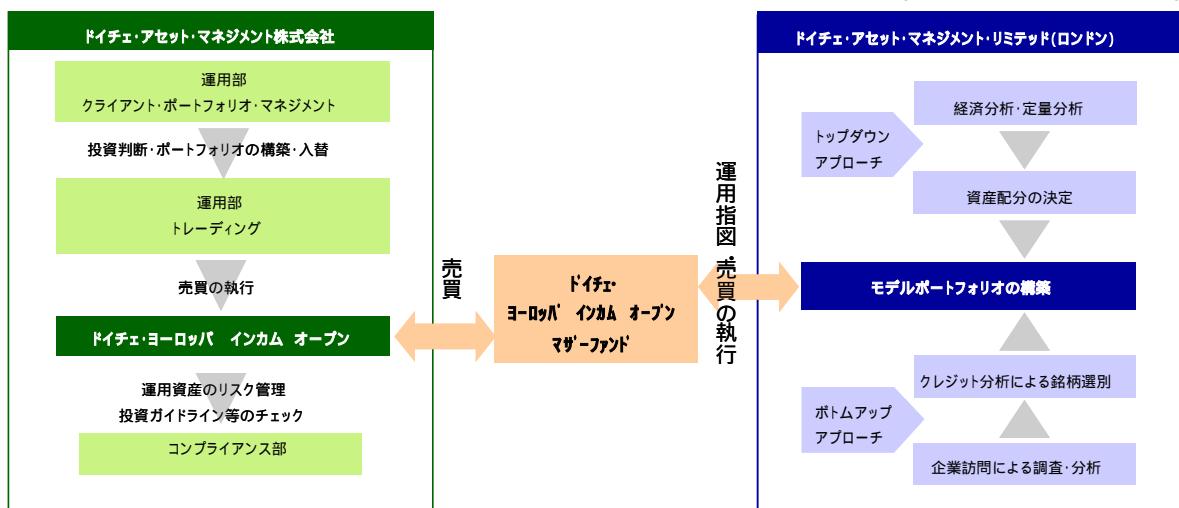
- c. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- d. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- e. 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- f. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
- g. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- h. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

(3) 運用体制

ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの運用指図に関する権限を、ドイチュ・アセット・マネジメント・リミテッド（ロンドン）に委託し、同社が投資判断および売買の執行を行います。

（平成16年9月末日現在）



当該運用体制に関する社内規則等

運用部では、運用業務管理規程等の社内規程に則り、運用及び管理を行います。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループは、世界70ヶ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの運用体制

- ・世界20都市にわたる運用及び営業拠点
- ・グループの運用資産総額は平成16年6月末日時点(11-0 = 132.67円で換算)



(4)分配方針

年4回の毎決算日（原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- 留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

原則として、利子・配当収入を中心に、毎決算時に安定的に分配を行なうことを目指します。

(5)投資制限

株式への実質投資割合は信託純資産総額の10%以内とします。（「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（信託約款第30条）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（信託約款21条第3項）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とし

ます。(信託約款第24条第1項)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。(信託約款第24条第2項)

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。(信託約款第28条第1項および第2項)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます)されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。(信託約款第23条)

信用取引により株券を売付けることの指図は、以下に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ以下に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(信託約款第25条第2項)

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売り出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- 1) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(信託約款第27条第2項)
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(信託約款第27条第3項)
 - 3) 前記2)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第27条第4

項)

- 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。(信託約款第 29 条第 1 項)
- 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。(信託約款第 29 条第 1 項)
- 3) 上記 1) および 2) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。(信託約款第 29 条第 2 項)
 - 1) 借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(信託約款第 41 条第 1 項)
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。(信託約款第 41 条第 2 項)

ドイチェ・ヨーロッパインカム オープン マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一です。

3 投資リスク

(1) ファンドの投資に伴うリスクについて

ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、公社債などの値動きのある証券（また、外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

主に以下のリスク要因の影響を受け、ファンドの基準価額は、変動することが想定されます。

金利変動リスク

一般に金利が低下した場合、債券価格は上昇傾向となります。逆に金利が上昇した場合には債券の価格は下落傾向となります。当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて主に欧州通貨建ての債券に投資しますので、欧州各国の金利が上昇した場合、基準価額は下落する可能性が高いと考えられます。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により当該商品の価格は大きく変動します。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）します。

当ファンドは、相対的に格付けが低く信用リスクが高い債券（B格相当等の投機的格付け）に投資することもあり、保有する債券にデフォルトが発生した場合、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外国通貨建証券については、当該証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落度合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価（値下がり）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

当ファンドについては、原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

その他の留意点

- 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することができます。この場合、既にお申込の追加設定・解約であっても取り消させていただくことがあります。
- 当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- 一部解約代金の支払い資金を手当てるために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・ファンドは、受益証券の総口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還があります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、上記の投資方針に基づいた運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

- ・インベストメント・コントロール・コミッティー
 - 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
 - 毎月実施
- ・エクスポート・リミット・コミッティー
 - カウンター・パートナーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- ・ブライシング・コミッティー
 - ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- ・コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー
 - ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。
 - 3ヵ月毎に実施
- ・ニュー・プロダクト・コミッティー
 - 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
 - 適宜実施
- ・オペレーティング・コミッティー
 - リスク管理や内部管理に関する問題点を把握し、それを監視する責任を負います。さらに、問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。
 - 毎月実施

-
- ・コンプライアンス部
 - 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
 - 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に適用される諸規則・受託者責任に関する基準等についての方針、手続及びガイドラインの策定を行います。
 - リスク管理のための方針を策定、内部管理体制が有効に機能しているかどうかのモニタリングを行います。
 - 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目を常時チェックします。
 - ✧ 取引の妥当性のチェック
 - ✧ 利益相反取引のチェック
 - ✧ 運用ガイドラインのモニター
 - ・監査部
 - 監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

4 手数料及び税金

(1)申込手数料

前記「第一部 証券情報(6)申込手数料」をご参照下さい。

(2)換金(解約)手数料

解約に係る手数料は、徴収しません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額¹(当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額)を控除した価額(以下「解約価額²」といいます。)とします。

1)「信託財産留保額」とは、引き続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(ファンドでは基準価額に0.15%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

2)解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.15%)

(3)信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%(税抜1.10%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年0.5775%(税抜0.55%)、販売会社が年0.5250%(税抜0.50%)、受託会社が年0.0525%(税抜0.05%)とします。

信託報酬の支払は、毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額、ならびに信託の終了時に終了時までに計上された金額が信託財産から支弁されます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、マザーファンドの運用の指図を行なうドイチ・アセット・マネジメント・リミテッドに対する投資顧問報酬(信託財産純資産総額に年0.28875%の率を乗じて得た額以下)は委託会社の信託報酬から支払われます。

(4)その他の手数料等

ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(a)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(b)委託会社は、前記(a)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受け

る代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

(c)前記(b)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(d)前記(b)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。なお、本書提出日現在、前記(b)により定める上限は、信託財産の純資産総額に年0.10%の率を乗じて得た金額とします。

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更されることがあります。

個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および申込手数料に対する消費税に相当する額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約金および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとな

る「特別分配金」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a.個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を選択することができます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、一部解約または償還により損失が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

税率は平成20年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

b.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、益金不算入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成16年 9月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------------|----|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 18,486,944,432 | 100.37 |
| コール・ローン・その他の資産 (負債控除後) | - | 69,143,006 | 0.37 |
| 合計(純資産総額) | - | 18,417,801,426 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・ヨーロッパインカムオープン マザーファンド」を主要投資対象としており、上の表における「親投資信託受益証券」はすべて、同マザーファンドの受益証券です。
なお、同マザーファンドの投資状況は、以下のとおりです。

マザーファンドの投資状況

(平成16年 9月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------|---------|---------------|---------|
| 国債証券 | ドイツ | 3,913,653,739 | 21.16 |
| | イタリア | 788,170,567 | 4.26 |
| | フランス | 1,673,307,048 | 9.05 |
| | オランダ | 1,331,739,645 | 7.20 |
| | ベルギー | 1,352,972,910 | 7.31 |
| | オーストリア | 48,387,453 | 0.26 |
| | デンマーク | 408,898,212 | 2.21 |
| | トルコ | 19,994,552 | 0.10 |
| | ロシア | 75,267,541 | 0.40 |
| | ジャマイカ | 32,108,472 | 0.17 |
| 特殊債券 | ブルガリア | 129,293,738 | 0.69 |
| | 小計 | 9,773,793,877 | 52.86 |
| | アメリカ | 889,361,643 | 4.81 |
| | ドイツ | 266,589,273 | 1.44 |
| | イタリア | 279,698,640 | 1.51 |
| | イギリス | 1,476,381,389 | 7.98 |
| | オランダ | 290,833,140 | 1.57 |
| | ギリシャ | 55,155,697 | 0.29 |
| 社債券 | 国際機関 | 153,143,581 | 0.82 |
| | 小計 | 3,411,163,363 | 18.45 |
| | アメリカ | 836,333,955 | 4.52 |
| | ドイツ | 40,879,315 | 0.22 |
| | イタリア | 283,690,203 | 1.53 |
| | フランス | 396,028,057 | 2.14 |
| | オーストラリア | 88,461,375 | 0.47 |
| | イギリス | 1,078,633,690 | 5.83 |

| | | |
|---------------------------|---------------|----------------|
| オランダ | 1,042,324,861 | 5.63 |
| ベルギー | 70,877,088 | 0.38 |
| スウェーデン | 202,630,084 | 1.09 |
| チャネル諸島 | 19,661,402 | 0.10 |
| 小計 | 4,059,520,030 | 21.95 |
| コール・ローン・その他の資産 (負債控除後) | - | 1,242,869,965 |
| 合計(純資産総額) | - | 18,487,347,235 |
| | | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

平成16年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 計算期間末 または各月末 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1特定期間 | 第1期 (平成14年11月15日) | 7,265 | 7,314 | 1.0427 | 1.0497 |
| | 第2期 (平成15年 2月17日) | 13,710 | 13,831 | 1.1383 | 1.1483 |
| 第2特定期間 | 第3期 (平成15年 5月15日) | 18,400 | 18,565 | 1.1694 | 1.1799 |
| | 第4期 (平成15年 8月15日) | 15,703 | 15,853 | 1.1520 | 1.1630 |
| 第3特定期間 | 第5期 (平成15年11月17日) | 16,477 | 16,641 | 1.0996 | 1.1106 |
| | 第6期 (平成16年 2月16日) | 17,543 | 17,708 | 1.1672 | 1.1782 |
| 第4特定期間 | 第7期 (平成16年 5月17日) | 17,800 | 17,976 | 1.1605 | 1.1720 |
| | 第8期 (平成16年 8月16日) | 18,517 | 18,696 | 1.1867 | 1.1982 |
| | | | | | |
| 平成15年 9月末日 | | | | | |
| 16,365 | | | | | |
| 平成15年10月末日 | | | | | |
| 16,124 | | | | | |
| 平成15年11月末日 | | | | | |
| 16,748 | | | | | |
| 平成15年12月末日 | | | | | |
| 17,370 | | | | | |
| 平成16年 1月末日 | | | | | |
| 17,138 | | | | | |
| 平成16年 2月末日 | | | | | |
| 17,635 | | | | | |
| 平成16年 3月末日 | | | | | |
| 16,626 | | | | | |
| 平成16年 4月末日 | | | | | |
| 17,475 | | | | | |
| 平成16年 5月末日 | | | | | |
| 17,691 | | | | | |
| 平成16年 6月末日 | | | | | |
| 17,602 | | | | | |
| 平成16年 7月末日 | | | | | |
| 18,171 | | | | | |
| 平成16年 8月末日 | | | | | |
| 17,681 | | | | | |
| 平成16年 9月末日 | | | | | |
| 18,417 | | | | | |

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

| | 計算期間 | 計算期間末 | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|------|-------------|--------------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 平成14年11月15日 | 0.0070 |
| | 第2期 | 平成15年 2月17日 | 0.0100 |
| 第2特定期間 | 第3期 | 平成15年 5月15日 | 0.0105 |
| | 第4期 | 平成15年 8月15日 | 0.0110 |
| 第3特定期間 | 第5期 | 平成15年11月17日 | 0.0110 |
| | 第6期 | 平成16年 2月16日 | 0.0110 |
| 第4特定期間 | 第7期 | 平成16年 5月17日 | 0.0115 |
| | 第8期 | 平成16年 8月16日 | 0.0115 |

【収益率の推移】

| | 計算期間 | 収益率(%) |
|--------|----------------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 第1期 (平成14年 8月29日～平成14年11月15日) | 5.0 |
| | 第2期 (平成14年11月16日～平成15年 2月17日) | 10.1 |
| 第2特定期間 | 第3期 (平成15年 2月18日～平成15年 5月15日) | 3.7 |
| | 第4期 (平成15年 5月16日～平成15年 8月15日) | 0.5 |
| 第3特定期間 | 第5期 (平成15年 8月16日～平成15年11月17日) | 3.6 |
| | 第6期 (平成15年11月18日～平成16年 2月16日) | 7.1 |
| 第4特定期間 | 第7期 (平成16年 2月17日～平成16年 5月17日) | 0.4 |
| | 第8期 (平成16年 5月18日～平成16年 8月16日) | 3.2 |

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

(3)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次の通りです。

| | 計算期間 | 設定数量(口) | 一部解約数量(口) |
|--------|----------------------------------|---------------|---------------|
| 第1特定期間 | 第1期 (平成14年 8月29日～平成14年11月15日) | 7,056,103,688 | 88,218,244 |
| | 第2期 (平成14年11月16日～平成15年 2月17日) | 6,440,640,176 | 1,363,006,240 |
| 第2特定期間 | 第3期 (平成15年 2月18日～平成15年 5月15日) | 6,104,389,703 | 2,414,622,441 |
| | 第4期 (平成15年 5月16日～平成15年 8月15日) | 2,776,307,258 | 4,880,383,026 |
| 第3特定期間 | 第5期 (平成15年 8月16日～平成15年11月17日) | 2,175,432,469 | 822,370,084 |
| | 第6期 (平成15年11月18日～平成16年 2月16日) | 1,437,870,501 | 1,391,226,502 |
| 第4特定期間 | 第7期 (平成16年 2月17日～平成16年 5月17日) | 1,938,272,782 | 1,629,905,400 |
| | 第8期 (平成16年 5月18日～平成16年 8月16日) | 1,204,792,972 | 939,387,098 |

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

a. 基準価額の計算方法等について

ファンドの基準価額は、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額を1万口当りで表示するものとします。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

運用資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・国債証券、特殊債券及び社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、投資者による基準価額の照会先は以下の通りです。

- ・委託会社のホームページアドレス <http://www.damj.co.jp> またはお電話 03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）でご照会いただけます。
- ・販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。
- ・原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

b. 追加信託金等の計算について

1. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
2. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等²に応じて計算されるものとします。

1)「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2)「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

申込（販売）手続等

- a. 申込期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日は午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

- b. 受益証券の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- c. 収益分配金の受取方法により、取得申込みには、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

また、「一般コース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなります。

- d. 申込単位は、販売会社が次のなかそれぞれ定める単位とします。

1口以上1口単位

1万口以上1口単位

1万口以上1万口単位

1円以上1円単位

1万円以上1円単位

1万円以上1万円単位

ただし、各販売会社においては、上記の申込単位以外に、100万口または100万円までの範囲における数値をそれぞれ組合せた申込単位を定めることができます。申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））でご照会いくださいか、販売会社の本支店の窓口にお問い合わせ下さい。

- e. 申込代金の払込みについては、取得申込日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

- f. 取得申込の受付の中止、既に受けた取得申込の受け付けの取消等

1. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込の受け付けを制限または停止することができます。

2. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受けた取得申込を取り消すことができます。

換金（解約）手続等

- a. 信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の

実行を請求することができます。

ただし、各販売会社においては、上記以外の解約単位を定めることができます。解約単位の詳細については、販売会社の本支店の窓口にてお問い合わせください。

2. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
 3. 一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではないこととします。
 4. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額¹（当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額）を控除した価額（以下「解約価額²」といいます。）とします。
 - 1) 「信託財産留保額」とは、引き続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（ファンドでは基準価額に0.15%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。
 - 2)
$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.15\%)$$
 5. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
 6. 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
 7. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受付を保留することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。
 8. 上記にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情より、既に受け付けた一部解約の実行の請求にかかる信託契約の一部を解約することが不可能と判断した場合、既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
 9. 換金価格（解約価額）については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））でご照会いただくな、販売会社の本支店の窓口にてお問い合わせ下さい。
-

保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益証券の受益証券はすべて販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

「一般コース」を選択した受益者が受益証券の引出しを請求される場合は、販売会社所定の方法により行うものとします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下の通りです。

- a. 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- b. 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。
- c. 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 a. および b. の規定を準用します。
- d. 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

信託期間

信託期間は平成 14 年 8 月 29 日以降無期限とします。ただし、下記「その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

計算期間

計算期間は原則として毎年 2 月 16 日から 5 月 15 日まで、5 月 16 日から 8 月 15 日まで、8 月 16 日から 11 月 15 日まで、11 月 16 日から翌年 2 月 15 日までとするこれを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 8 月 29 日から同年 11 月 15 日までとし、また、最終計算期間の終了日は、上記「信託期間」に定める信託契約の終了日とします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

その他

a. 信託の終了

1. 委託会社は、上記「信託期間」による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することによりこの信託に係る受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記3.の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、「b. 信託約款の変更」4.に該当する場合を除き、この信託は当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
9. 受託者が辞任した後、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託

契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 上記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 1. から 5. の規定にしたがいます。

c. 関係法人との契約の更改等

1. 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から 1 年間とします。ただし、期間満了 3 カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を 3 カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

2. 投資顧問契約

- 1) 契約の期間は、1 年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に 1 年間自動的に更新されるものとします。
- 2) 30 日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

d. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

e. 運用報告書

委託会社は、ファンドの特定期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

f. ファンド資産の保管

1. 信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行います。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

(i) 保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、

これを委任することができます。

(ii) 有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(iii) 混蔵寄託

金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

2. 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

g. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等の指図ができます。

h. 再投資の指図

委託会社は、マザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

i. 受託会社による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

j. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

k. 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継せることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

l. 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は「b. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。詳細は、前掲「6 管理及び運営 (1)資産管理等の概要 挿金（解約）手続等 a.信託の一部解約（解約請求制）」の項をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。委託会社は、押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

反対者の買取請求権

前記「6 管理及び運営 (1)資産管理等の概要 その他 a.信託の終了」に規定する信託契約の解約または「6 管理及び運営 (1)資産管理等の概要 その他 b.信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前期「6 管理及び運営 (1) 資産管理等の概要 その他 a. 信託の終了 2. または 6 管理及び運営 (1) 資産管理等の概要 その他 b. 信託約款の変更 2.」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託会社の免責
受託会社は、収益分配金については支払開始日の前日および毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第2 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第5期から第6期まで（平成15年 8月16日から平成16年 2月16日まで）及び第7期から第8期まで（平成16年 2月17日から平成16年 8月16日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期から第6期まで（平成15年 8月16日から平成16年 2月16日まで）及び第7期から第8期まで（平成16年 2月17日から平成16年 8月16日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 4 月 14 日

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林秀行



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 15 年 8 月 16 日から平成 16 年 2 月 16 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 16 年 2 月 16 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 10 月 7 日

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あづさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

林 行



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「トイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 16 年 2 月 17 日から平成 16 年 8 月 16 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「トイチエ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 16 年 8 月 16 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

(1) 【貸借対照表】

| 科目 | 期別 | 第6期計算期間末 (平成16年 2月16日現在) | 第8期計算期間末 (平成16年 8月16日現在) |
|-----------|----|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 親投資信託受益証券 | | 17,767,943,241 | 18,939,567,847 |
| 流動資産合計 | | 17,767,943,241 | 18,939,567,847 |
| 資産合計 | | 17,767,943,241 | 18,939,567,847 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払収益分配金 | | 165,340,089 | 179,453,940 |
| 未払解約金 | | 5,011,914 | 186,385,625 |
| 未払受託者報酬 | | 2,258,997 | 2,350,791 |
| 未払委託者報酬 | | 47,438,926 | 49,366,567 |
| その他未払費用 | | 4,302,825 | 4,477,664 |
| 流動負債合計 | | 224,352,751 | 422,034,587 |
| 負債合計 | | 224,352,751 | 422,034,587 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本 | | | |
| 元本 | | 15,030,917,258 | 15,604,690,514 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金 | | 2,512,673,232 | 2,912,842,746 |
| (分配準備積立金) | | (863,334,002) | (1,082,976,950) |
| 剰余金合計 | | 2,512,673,232 | 2,912,842,746 |
| 純資産合計 | | 17,543,590,490 | 18,517,533,260 |
| 負債・純資産合計 | | 17,767,943,241 | 18,939,567,847 |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

| 科目 | 期別 | 第5期から第6期 (自 平成15年 8月16日 至 平成16年 2月16日) | 第7期から第8期 (自 平成16年 2月17日 至 平成16年 8月16日) |
|-------------------|---------------|--|--|
| | 金額(円) | 金額(円) | |
| 経常損益の部 | | | |
| 営業損益の部 | | | |
| 営業収益 | | | |
| 有価証券売買等損益 | 722,295,067 | 825,769,342 | |
| 営業収益合計 | 722,295,067 | 825,769,342 | |
| 営業費用 | | | |
| 受託者報酬 | 4,421,220 | 4,600,808 | |
| 委託者報酬 | 92,845,538 | 96,616,925 | |
| その他費用 | 8,421,311 | 8,763,382 | |
| 営業費用合計 | 105,688,069 | 109,981,115 | |
| 営業利益 | 616,606,998 | 715,788,227 | |
| 経常利益 | 616,606,998 | 715,788,227 | |
| 当期純利益 | 616,606,998 | 715,788,227 | |
| 一部解約に伴う当期純利益分配額 | 44,521,070 | 12,126,481 | |
| 期首剩余金 | 2,072,344,245 | 2,512,673,232 | |
| 剩余金増加額 | 460,357,589 | 471,374,565 | |
| (当期追加信託に伴う剩余金増加額) | (460,357,589) | (471,374,565) | |
| 剩余金減少額 | 261,947,436 | 419,011,084 | |
| (当期一部解約に伴う剩余金減少額) | (261,947,436) | (419,011,084) | |
| 分配金 | 330,167,094 | 355,855,713 | |
| 期末剩余金 | 2,512,673,232 | 2,912,842,746 | |

重要な会計方針

| 第5期から第6期 (自 平成15年 8月16日 至 平成16年 2月16日) | 第7期から第8期 (自 平成16年 2月17日 至 平成16年 8月16日) |
|---|--|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 　約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 　当ファンドの特定期間は、平成16年2月15日が休日のため平成15年8月16日から平成16年2月16日までとなっております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 　同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 　同左</p> <p>3. その他、財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 　当ファンドの特定期間は、前特定期間末日及び当特定期間末日が休日のため平成16年2月17日から平成16年8月16日までとなっております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 項目 | 第6期計算期間末 (平成16年 2月16日現在) | 第8期計算期間末 (平成16年 8月16日現在) |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額、期中一部解約元本額 | | |
| 期首元本額 | 13,631,210,874円 | 15,030,917,258円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,613,302,970円 | 3,143,065,754円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,213,596,586円 | 2,569,292,498円 |

(損益及び剩余金計算書関係)

| 項目 | 第5期から第6期 (自 平成15年 8月16日 至 平成16年 2月16日) | 第7期から第8期 (自 平成16年 2月17日 至 平成16年 8月16日) |
|--|---|--|
| 1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) | 4,421,220円 | 4,600,808円 |
| 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するためには要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 23,158,798円 | 24,099,516円 |
| 3. 分配金の計算方法 | <p>第5期（平成15年 8月16日から平成15年11月17日まで） 計算期末における費用控除後の配当等収益（141,970,103円）、収益調整金（938,388,687円）、分配準備積立金（880,547,269円）より、分配対象収益は、1,960,906,059円（1万口当たり1,308.64円）であり、うち164,827,005円（1万口当たり110円）を分配金額としています。</p> <p>第6期（平成15年11月18日から平成16年 2月16日まで） 計算期末における費用控除後の配当等収益（196,524,168円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（27,973,627円）、収益調整金（1,649,339,230円）、分配準備積立金（804,176,296円）より、分配対象収益は、2,678,013,321円（1万口当たり1,781.67円）であり、うち165,340,089円（1万口当たり110円）を分配金額としています。</p> | <p>第7期（平成16年 2月17日から平成16年 5月17日まで） 計算期末における費用控除後の配当等収益（151,707,686円）、収益調整金（1,710,655,064円）、分配準備積立金（775,303,743円）より、分配対象収益は、2,637,666,493円（1万口当たり1,719.54円）であり、うち176,401,773円（1万口当たり115円）を分配金額としています。</p> <p>第8期（平成16年 5月18日から平成16年 8月16日まで） 計算期末における費用控除後の配当等収益（194,612,904円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（359,985,765円）、収益調整金（1,829,865,796円）、分配準備積立金（707,832,221円）より、分配対象収益は、3,092,296,686円（1万口当たり1,981.65円）であり、うち179,453,940円（1万口当たり115円）を分配金額としています。</p> |

(有価証券関係)

第6期計算期間末(平成16年 2月16日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 17,767,943,241 | 710,739,145 |
| 合計 | 17,767,943,241 | 710,739,145 |

第8期計算期間末(平成16年 8月16日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-----------|----------------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 18,939,567,847 | 821,336,988 |
| 合計 | 18,939,567,847 | 821,336,988 |

(デリバティブ取引関係)

第6期計算期間末 (平成16年 2月16日現在)

該当事項はありません。

第8期計算期間末 (平成16年 8月16日現在)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

| 項目 | 第6期計算期間末 (平成16年 2月16日現在) | 第8期計算期間末 (平成16年 8月16日現在) |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) | 1.1672円 (11,672円) | 1.1867円 (11,867円) |

(3) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|------------------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ドイチエ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド | 14,474,258,959 | 18,939,567,847 | - |
| 合計 | | 14,474,258,959 | 18,939,567,847 | - |

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

| 科目 | (平成16年 2月16日現在) | (平成16年 8月16日現在) |
|----------|-----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 406,460,541 | 346,616,348 |
| コール・ローン | 74,508,202 | 133,118,907 |
| 国債証券 | 10,726,841,103 | 10,668,351,742 |
| 特殊債券 | 1,248,911,798 | 3,323,899,022 |
| 社債券 | 5,156,287,454 | 4,584,742,488 |
| 派生商品評価勘定 | 39,378,377 | 12,934,606 |
| 未収入金 | 945,977,437 | 11,787,088 |
| 未収利息 | 292,942,472 | 271,487,427 |
| 前払費用 | 120,886,064 | 144,365,407 |
| 流動資産合計 | 19,012,193,448 | 19,497,303,035 |
| 資産合計 | 19,012,193,448 | 19,497,303,035 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 25,059,874 | 16,647,094 |
| 未払金 | 1,219,184,476 | 540,484,207 |
| 流動負債合計 | 1,244,244,350 | 557,131,301 |
| 負債合計 | 1,244,244,350 | 557,131,301 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | 14,158,851,894 | 14,474,258,959 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金 | 3,609,097,204 | 4,465,912,775 |
| 剰余金合計 | 3,609,097,204 | 4,465,912,775 |
| 純資産合計 | 17,767,949,098 | 18,940,171,734 |
| 負債・純資産合計 | 19,012,193,448 | 19,497,303,035 |

重要な会計方針

| (自 平成15年 8月16日 至 平成16年 2月16日) | (自 平成16年 2月17日 至 平成16年 8月16日) |
|--|--|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、わが国における計算期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年2月16日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、8月16日から翌年8月15日までとなっております。</p> | <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券 同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>4. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p> <p>5. その他 資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成16年8月16日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、8月16日から翌年8月15日までとなっております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 項目 | (平成16年 2月16日現在) | (平成16年 8月16日現在) |
|---|-----------------|-----------------|
| 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額 | 13,228,974,212円 | 14,158,851,894円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,028,971,665円 | 1,583,990,709円 |
| 期中解約元本額 | 1,099,093,983円 | 1,268,583,644円 |
| 元本の内訳* | | |
| ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン | 14,158,851,894円 | 14,474,258,959円 |

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成16年 2月16日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|------|----------------|----------------------|
| 国債証券 | 10,726,841,103 | 74,270,661 |
| 特殊債券 | 1,248,911,798 | 316,962 |
| 社債券 | 5,156,287,454 | 57,515,191 |
| 合計 | 17,132,040,355 | 131,468,890 |

(平成16年 8月16日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|------|----------------|----------------------|
| 国債証券 | 10,668,351,742 | 46,450,585 |
| 特殊債券 | 3,323,899,022 | 17,898,191 |
| 社債券 | 4,584,742,488 | 61,691,282 |
| 合計 | 18,576,993,252 | 126,040,058 |

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成15年8月16日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの計算期間末日(平成16年8月16日)までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

| (自 平成15年 8月16日 至 平成16年 2月16日) | (自 平成16年 2月17日 至 平成16年 8月16日) |
|--|---|
| <p>1. 取引の内容 当マザーファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当マザーファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替リスクの低減を図る目的で利用しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引によるリスクは、為替相場の変動によるものであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | <p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> |

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成16年 2月16日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 契約額等 のうち1 年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|------------|---------------|-----------------------|---------------|------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買 建 | | | | |
| | ユーロ | 257,254,913 | - | 257,314,764 | 59,851 |
| | イギリスポンド | 1,219,211,297 | - | 1,242,995,142 | 23,783,845 |
| | スウェーデンクローネ | 607,251,237 | - | 620,088,680 | 12,837,443 |
| | ノルウェークローネ | 225,966,309 | - | 225,799,500 | 166,809 |
| | 売 建 | | | | |
| | アメリカドル | 111,264,384 | - | 111,281,280 | 16,896 |
| | ユーロ | 2,087,040,926 | - | 2,108,899,357 | 21,858,431 |
| | イギリスポンド | 35,134,546 | - | 35,455,046 | 320,500 |
| | 合計 | 4,543,123,612 | | 4,601,833,769 | 14,318,503 |

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

通貨関連

(平成16年 8月16日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 契約額等のうち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買 建 | | | | |
| | ユーロ | 361,368,132 | - | 364,555,520 | 3,187,388 |
| | イギリスポンド | 739,864,827 | - | 744,647,593 | 4,782,766 |
| | スウェーデンクローネ | 241,611,262 | - | 244,614,400 | 3,003,138 |
| | ノルウェークローネ | 52,377,000 | - | 53,657,500 | 1,280,500 |
| | 売 建 | | | | |
| | アメリカドル | 230,700,174 | - | 230,019,360 | 680,814 |
| | ユーロ | 1,041,202,369 | - | 1,057,583,635 | 16,381,266 |
| | イギリスポンド | 49,314,202 | - | 49,580,030 | 265,828 |
| | 合計 | 2,716,437,966 | | 2,744,658,038 | 3,712,488 |

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

| 項目 | (平成16年 2月16日現在) | (平成16年 8月16日現在) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.2549円 (12,549円) | 1.3085円 (13,085円) |

(2)附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 通貨 | 通貨 | 銘柄 | 銘柄比率 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------|-----------------------|-------|---------------|------------------|----|
| 国債証券 | アメリカドル | BGARIA 8.25% 01/15/15 | | 940,000.00 | 1,140,972.00 | |
| | | RUSSIA 3% 05/14/11 | | 850,000.00 | 661,529.50 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 2 | 1,790,000.00 | 1,802,501.50 | |
| | | | | | (199,428,765) | |
| | ユーロ | 組入時価比率 : | 1.1% | | 1.1% | |
| | | BGB 5.75% 09/28/10 | | 5,500,000.00 | 6,148,450.00 | |
| | | BGB 7% 05/15/06 | | 3,479,000.00 | 3,747,578.80 | |
| | | BTPS 2.75% 05/15/06 | | 1,938,000.00 | 1,948,930.32 | |
| | | BTPS 6% 05/01/31 | | 3,212,000.00 | 3,757,718.80 | |
| | | DBR 3.75% 07/04/13 | | 1,330,000.00 | 1,308,321.00 | |
| | | DBR 5.25% 07/04/10 | | 900,000.00 | 982,080.00 | |
| | | DBR 5.375% 01/04/10 | | 500,000.00 | 547,700.00 | |
| | | DBR 5.5% 01/04/31 | | 2,700,000.00 | 3,021,300.00 | |
| | | DBR 5.625% 01/04/28 | | 3,050,000.00 | 3,454,125.00 | |
| | | DBR 6% 01/05/06 | | 420,000.00 | 440,840.40 | |
| | | DBR 6.5% 07/04/27 | | 1,265,000.00 | 1,589,852.00 | |
| | | DBR 5.25% 01/04/08 | | 3,900,000.00 | 4,183,530.00 | |
| | | FRTR 4% 04/25/09 | | 9,900,000.00 | 10,202,940.00 | |
| | | FRTR 4% 04/25/13 | | 960,000.00 | 961,728.00 | |
| | | FRTR 4% 04/25/14 | | 1,400,000.00 | 1,391,740.00 | |
| | | FRTR 5.5% 04/25/10 | | 150,000.00 | 165,330.00 | |
| | | FRTR 5.75% 10/25/32 | | 1,800,000.00 | 2,080,800.00 | |
| | | GGB 5.9% 10/22/22 | | 620,000.00 | 705,994.00 | |
| | | NETHER 5.75% 02/15/07 | | 9,100,000.00 | 9,766,120.00 | |
| | | NETHER 6% 01/15/06 | | 2,800,000.00 | 2,940,560.00 | |
| | | NETHER 7.5% 01/15/23 | | 380,000.00 | 518,510.00 | |
| | | NETHER 7.75% 03/01/05 | | 3,000,000.00 | 3,088,200.00 | |
| | | OBL 137 5% 02/17/06 | | 1,290,000.00 | 1,339,781.10 | |
| | | OBL 139 4% 02/16/07 | | 5,600,000.00 | 5,777,800.00 | |
| | | OBL 4.5% 08/17/07 | | 1,700,000.00 | 1,780,240.00 | |
| | | RAGB 4.65% 01/15/18 | | 1,600,000.00 | 1,643,200.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 26 | 68,494,000.00 | 73,493,369.42 | |
| | | | | | (10,061,977,207) | |
| | イギリスポンド | 組入時価比率 : | 53.1% | | 54.2% | |
| | | UKT 5% 09/07/14 | | 1,900,000.00 | 1,910,450.00 | |
| | | UKT 7.5% 06/12/07 | | 80,000.00 | 84,480.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 2 | 1,980,000.00 | 1,994,930.00 | |
| | | | | | (406,945,770) | |
| | 小計 | 組入時価比率 : | 2.1% | | 2.2% | |
| | | | | | 10,668,351,742 | |
| | | | | | (10,668,351,742) | |

| | | | | | |
|------|---------|----------------------------------|--------------|---------------|-----------------|
| 特殊債券 | ユーロ | ARENA 2002-I A2 | 1,500,000.00 | 1,606,500.00 | |
| | | ARENA BV 2004-I 4.3% 02/17/37 | 500,000.00 | 511,550.00 | |
| | | BNG 5.625% 10/25/10 | 1,400,000.00 | 1,548,820.00 | |
| | | C 5.375% 04/11/11 | 450,000.00 | 487,890.00 | |
| | | EIB 5.375% 10/15/12 | 1,140,000.00 | 1,251,606.00 | |
| | | FHLMC 4.75% 01/15/13 | 2,850,000.00 | 2,973,975.00 | |
| | | GRAN 5.15% 04/20/07 | 1,700,000.00 | 1,793,670.00 | |
| | | HFP 5.05% 07/15/08 | 2,000,000.00 | 2,084,400.00 | |
| | | KRB 4.5% 01/17/14 | 1,360,000.00 | 1,380,128.00 | |
| | | MBNAS CCM 5.6% 07/17/14 | 1,500,000.00 | 1,623,150.00 | |
| | | PERMA 3.9615% 03/10/11 | 3,250,000.00 | 3,253,900.00 | |
| | | PERMA 5.1% 06/11/07 | 950,000.00 | 1,001,205.00 | |
| | | SCIC 3.95% 12/21/08 | 2,000,000.00 | 2,037,400.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 13 | 20,600,000.00 | 21,554,194.00 |
| | | | | | (2,950,984,700) |
| | | 組入時価比率 : | 15.6% | | 15.9% |
| | イギリスポンド | BKGREE 10.75% 09/06/10 | 220,000.00 | 274,857.00 | |
| | | CHESTR 6% 01/18/11 | 840,000.00 | 861,924.00 | |
| | | MEADW 5.26% 01/12/32 | 700,000.00 | 691,320.00 | |
| | 計 | 銘柄数 : | 3 | 1,760,000.00 | 1,828,101.00 |
| | | | | | (372,914,322) |
| | | 組入時価比率 : | 2.0% | | 2.0% |
| | 小計 | | | | 3,323,899,022 |
| | | | | | (3,323,899,022) |
| 社債券 | ユーロ | AMCOR 4.25% 03/25/11 | 650,000.00 | 640,965.00 | |
| | | APD 4.25% 04/10/12 | 610,000.00 | 607,072.00 | |
| | | AUTSTR 5% 06/09/14 | 1,300,000.00 | 1,314,300.00 | |
| | | AVEFP 4.25% 09/15/10 | 700,000.00 | 711,130.00 | |
| | | AVLN 5.7% 09/29/49 | 550,000.00 | 582,450.00 | |
| | | BATSLN 4.875% 02/25/09 | 1,000,000.00 | 1,028,000.00 | |
| | | C 5% 08/02/19 | 500,000.00 | 509,300.00 | |
| | | CRLYON 5% 11/15/12 | 750,000.00 | 789,900.00 | |
| | | CRLYON 7.047% 04/26/12 | 610,000.00 | 711,423.48 | |
| | | DT 6.5% 10/07/09 | 285,000.00 | 318,060.00 | |
| | | DT 7.5% 05/29/07 | 260,000.00 | 289,146.00 | |
| | | ELIASO 5.25% 05/13/19 | 500,000.00 | 507,900.00 | |
| | | EURHYP 6.445% 05/23/13 | 740,000.00 | 791,800.00 | |
| | | F 6.125% 09/19/05 | 980,000.00 | 1,014,790.00 | |
| | | FRTEL 6.75% 3/14/08 REGS | 210,000.00 | 234,990.00 | |
| | | FRTEL 8.125% 01/28/33 | 160,000.00 | 207,680.00 | |
| | | GFCFP 4.875% 01/25/12 | 765,000.00 | 782,442.00 | |
| | | GM 7.25% 07/03/13 | 230,000.00 | 249,665.00 | |
| | | GS 4.25% 08/04/10 | 1,100,000.00 | 1,114,190.00 | |
| | | HBOS 3.75% 07/26/10 | 2,300,000.00 | 2,306,440.00 | |
| | | HBOS 4.875% 03/20/15 | 1,150,000.00 | 1,180,705.00 | |
| | | HSBC 4.5% 11/12/10 | 400,000.00 | 410,640.00 | |
| | | IBERDU 4.875% 02/18/13 | 800,000.00 | 825,600.00 | |
| | | INTNED 4.625% 03/15/19 | 1,210,000.00 | 1,216,292.00 | |

| | | | | | |
|---------|------------------------|-------|---------------|------------------|--|
| | LLYD 6.35% PERPETUAL | | 600,000.00 | 670,980.00 | |
| | MER 4.625% 10/02/13 | | 660,000.00 | 660,594.00 | |
| | MKS 5.125% 11/07/06 | | 530,000.00 | 549,557.00 | |
| | NBHSS 6% 12/13/10 | | 400,000.00 | 417,000.00 | |
| | PEMEX 6.375% 08/05/16 | | 375,000.00 | 376,687.50 | |
| | PEMEX 7.75% 08/02/07 | | 750,000.00 | 830,625.00 | |
| | ROMFIN 4.94% 02/20/13 | | 705,000.00 | 713,742.00 | |
| | RWE 4.625% 07/23/14 | | 432,000.00 | 436,536.00 | |
| | RWE 6.125% 10/26/12 | | 430,000.00 | 485,384.00 | |
| | SEB 5.625% 06/06/12 | | 1,000,000.00 | 1,065,300.00 | |
| | TICI 4.5% 03/05/09 | | 140,000.00 | 143,486.00 | |
| | TITIM 5.875% 01/24/08 | | 2,060,000.00 | 2,210,380.00 | |
| | TITIM 6.5% 04/24/07 | | 660,000.00 | 714,120.00 | |
| | UKRAIL 3.125% 03/30/09 | | 2,820,000.00 | 2,793,774.00 | |
| 計 | 銘柄数 : | 38 | 29,322,000.00 | 30,413,045.98 | |
| | | | | (4,163,850,125) | |
| | 組入時価比率 : | 22.0% | | 22.4% | |
| イギリスポンド | BARC 6.375% 04/19/17 | | 100,000.00 | 104,620.00 | |
| | MUNRE FRN 06/21/28 | | 450,000.00 | 496,080.00 | |
| | NRBS FRN 09/21/15 | | 500,000.00 | 586,750.00 | |
| | UKRAIL 4.875% 03/06/09 | | 890,000.00 | 875,849.00 | |
| 計 | 銘柄数 : | 4 | 1,940,000.00 | 2,063,299.00 | |
| | | | | (420,892,363) | |
| | 組入時価比率 : | 2.2% | | 2.3% | |
| 小計 | | | | 4,584,742,488 | |
| 合計 | | | | (4,584,742,488) | |
| | | | | 18,576,993,252 | |
| | | | | (18,576,993,252) | |

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

| 通 貨 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---------|------------|----------|------------|
| アメリカドル | 国債証券 2 銘柄 | 1.1% | 1.1% |
| ユーロ | 国債証券 26 銘柄 | 53.1% | 92.5% |
| | 特殊債券 13 銘柄 | 15.6% | |
| | 社債券 38 銘柄 | 22.0% | |
| イギリスポンド | 国債証券 2 銘柄 | 2.1% | 6.5% |
| | 特殊債券 3 銘柄 | 2.0% | |
| | 社債券 4 銘柄 | 2.2% | |

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成16年 8月16日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 契約額等のうち1年超(円) | 時価(円) |
|-----------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | |
| | 買 建 | | | |
| | ユーロ | 361,368,132 | - | 364,555,520 |
| | イギリスポンド | 739,864,827 | - | 744,647,593 |
| | スウェーデンクローネ | 241,611,262 | - | 244,614,400 |
| | ノルウェークローネ | 52,377,000 | - | 53,657,500 |
| | 売 建 | | | |
| | アメリカドル | 230,700,174 | - | 230,019,360 |
| | ユーロ | 1,041,202,369 | - | 1,057,583,635 |
| | イギリスポンド | 49,314,202 | - | 49,580,030 |
| | 合計 | 2,716,437,966 | | 2,744,658,038 |

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2 【ファンドの現況】

(1) 【純資産額計算書】

(平成16年 9月30日現在)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 18,486,944,432円 |
| 負債総額 | 69,143,006円 |
| 純資産総額(-) | 18,417,801,426円 |
| 発行済数量 | 15,426,235,228口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.1939円 |

(2) 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成16年 9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 銘柄名 | 数量(口) | 簿価単価 評価単価 (円) | 簿価金額 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------|--------------------------------|----------------|---------------------|----------------------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 | ドイチェ・ヨーロッパインカム オープン マザーファンド | 14,020,130,769 | 1.3079 1.3186 | 18,337,951,276 18,486,944,432 | 100.37 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

(3) 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(4) 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ドイチェ・ヨーロッパインカムオープン マザーファンド」の現況を下記のとおり記載しております。

「ドイチェ・ヨーロッパインカムオープン マザーファンド」の現況

(1) 純資産額計算書

(平成16年 9月30日現在)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 18,596,701,562円 |
| 負債総額 | 109,354,327円 |
| 純資産総額(-) | 18,487,347,235円 |
| 発行済数量 | 14,020,130,769口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.3186円 |

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(平成16年 9月30日現在)

| 国名 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (額面) | 簿価単価 評価単価 (円) | 簿価金額 評価金額 (円) | 利率(%) 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|-------|------|-------------------------|------------|------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------|
| フランス | 国債証券 | FRTR 4% 04/25/09 | 10,600,000 | 14,098.32 14,124.71 | 1,494,422,570 1,497,219,556 | 4.0 2009/ 4/25 | 8.09 |
| オランダ | 国債証券 | NETHER 5.75% 02/15/07 | 9,100,000 | 14,707.13 14,634.50 | 1,338,349,084 1,331,739,645 | 5.75 2007/ 2/15 | 7.20 |
| ベルギー | 国債証券 | BGB 5.75% 09/28/10 | 5,500,000 | 15,319.70 15,325.18 | 842,583,588 842,885,076 | 5.75 2010/ 9/28 | 4.55 |
| ドイツ | 国債証券 | OBL 139 4% 02/16/07 | 5,600,000 | 14,139.10 14,106.89 | 791,789,712 789,986,265 | 4.0 2007/ 2/16 | 4.27 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR 5.375% 01/04/10 | 4,360,000 | 14,966.89 15,009.99 | 652,556,797 654,435,616 | 5.375 2010/ 1/ 4 | 3.53 |
| イタリア | 国債証券 | BTPS 6% 05/01/31 | 3,212,000 | 16,032.30 16,239.23 | 514,957,784 521,604,388 | 6.0 2031/ 5/ 1 | 2.82 |
| ベルギー | 国債証券 | BGB 7% 05/15/06 | 3,479,000 | 14,761.94 14,661.90 | 513,568,198 510,087,834 | 7.0 2006/ 5/15 | 2.75 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR 5.625% 01/04/28 | 3,050,000 | 15,519.78 15,745.89 | 473,353,290 480,249,828 | 5.625 2028/ 1/ 4 | 2.59 |
| イギリス | 特殊債券 | PERMA 3.9615% 03/10/11 | 3,250,000 | 13,720.44 13,767.03 | 445,914,456 447,428,748 | 3.9615 2011/ 3/10 | 2.42 |
| ドイツ | 国債証券 | OBL 4.5% 08/17/07 | 3,000,000 | 14,350.82 14,327.53 | 430,524,864 429,825,960 | 4.5 2007/ 8/17 | 2.32 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR 5.5% 01/04/31 | 2,700,000 | 15,334.77 15,571.85 | 414,038,952 420,440,090 | 5.5 2031/ 1/ 4 | 2.27 |
| アメリカ | 特殊債券 | FHLMC 4.75% 01/15/13 | 2,850,000 | 14,300.12 14,379.60 | 407,553,534 409,818,805 | 4.75 2013/ 1/15 | 2.21 |
| デンマーク | 国際証券 | DGB 7% 11/10/24 | 17,000,000 | 2,367.89 2,405.28 | 402,541,470 408,898,212 | 7.0 2024/11/10 | 2.21 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR5.25% 01/04/08 | 2,495,000 | 14,700.28 14,670.13 | 366,772,005 366,019,793 | 5.25 2008/ 1/ 4 | 1.97 |
| オランダ | 社債券 | TITIM 5.875% 01/24/08 | 2,060,000 | 14,704.39 14,718.09 | 302,910,475 303,192,777 | 5.875 2008/ 1/24 | 1.64 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR 5.25% 07/04/10 | 2,000,000 | 14,956.06 14,977.10 | 299,121,319 299,542,032 | 5.25 2010/ 7/ 4 | 1.62 |
| イギリス | 特殊債券 | HFP 5.05% 07/15/08 | 2,000,000 | 14,282.30 14,235.71 | 285,646,176 284,714,304 | 5.05 2008/ 7/15 | 1.54 |
| イタリア | 特殊債券 | SCIC 3.95% 12/21/08 | 2,000,000 | 13,960.26 13,984.93 | 279,205,296 279,698,640 | 3.95 2008/12/21 | 1.51 |
| ドイツ | 特殊債券 | KFW 5.625% 08/25/17 | 1,280,000 | 20,630.21 20,827.28 | 264,066,791 266,589,273 | 5.625 2017/ 8/25 | 1.44 |
| イタリア | 国債証券 | BTPS2.75% 05/15/06 | 1,938,000 | 13,781.29 13,754.70 | 267,081,411 266,566,179 | 2.75 2006/ 5/15 | 1.44 |
| イギリス | 特殊債券 | GRAN 5.15% 04/20/07 | 1,700,000 | 14,459.09 14,423.46 | 245,804,536 245,198,820 | 5.15 2007/ 4/20 | 1.32 |
| アメリカ | 特殊債券 | MBNAS CCM 5.6% 07/17/14 | 1,500,000 | 14,829.09 14,829.09 | 222,436,476 222,436,476 | 5.6 2014/ 7/17 | 1.20 |
| ドイツ | 国債証券 | DBR 6.5% 07/04/27 | 1,265,000 | 17,223.18 17,452.04 | 217,873,318 220,768,356 | 6.5 2027/ 7/ 4 | 1.19 |
| オランダ | 特殊債券 | ARENA 2002-I A2 | 1,500,000 | 14,676.98 14,698.91 | 220,154,760 220,483,656 | 5.25 2054/ 6/27 | 1.19 |

| | | | | | | | |
|------|------|---------------------------|-----------|------------------------|----------------------------|---------------------|------|
| ドイツ | 国債証券 | DBR 4.5% 01/04/13 | 1,340,000 | 14,219.88 14,350.82 | 190,546,445 192,301,105 | 4.5 2013/ 1/ 4 | 1.04 |
| アメリカ | 特殊債券 | KRB 4.5% 01/17/14 | 1,360,000 | 13,906.81 14,000.00 | 189,132,741 190,400,087 | 4.5 2014/ 1/17 | 1.02 |
| イタリア | 社債券 | AUTSTR 5% 06/09/14 | 1,300,000 | 13,854.74 14,127.45 | 180,111,672 183,656,896 | 5.0 2014/ 6/ 9 | 0.99 |
| イギリス | 社債券 | UKRAIL 4.875% 03/06/09 | 890,000 | 19,688.88 19,786.92 | 175,231,109 176,103,614 | 4.875 2009/ 3/ 6 | 0.95 |
| イギリス | 特殊債券 | CHESTR 6% 01/18/11 | 840,000 | 20,529.18 20,653.22 | 172,445,134 173,487,099 | 6.0 2011/ 1/18 | 0.93 |
| オランダ | 社債券 | INTNED 4.625% 03/15/19 | 1,210,000 | 13,775.26 13,915.04 | 166,680,655 168,372,002 | 4.625 2019/ 3/15 | 0.91 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成16年 9月30日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 52.86 |
| 特殊債券 | 18.45 |
| 社債券 | 21.95 |
| 合計 | 93.27 |

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率をいいます。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第3 その他

1. 目論見書の表紙および裏表紙に、()委託会社の名称、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態等及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
2. 目論見書の巻末にファンドの信託約款を添付します。
3. 目論見書の巻末に用語集を掲載します。
4. 本有価証券届出書本文の「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約したものを「目論見書の概要」として目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することができます。
6. 証券取引法第13条第3項および「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第12条第1項第2号で準用される第12条第1項第1号口に規定する書類（以下「要約（仮）目論見書」といいます。）を、以下の記載に従い本届出の効力発生後、効力発生日を記載して使用することができます。
 - (イ) 要約（仮）目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）として使用するほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に掲載することができます。
 - (ロ) 要約（仮）目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また写真、イラスト、キャッチ・コピーならびに販売会社の名称およびロゴ・マークを付加して使用することができます。
7. 上記に加えて、目論見書または要約目論見書に以下の趣旨の文章、または文言の全部または一部を記載することができます。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身でなさいますようお願い申し上げます。

 - ・ 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険および保険契約者保護機構の対象にはなりません。
 - ・ 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
 - ・ 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - ・ 過去の運用実績は将来の運用結果を約束するものではありません。
 - ・ 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。よって、ご購入時の価額を下回ることもあります。これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換等について

名義書換手続および記名式から無記名式への、または無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続は、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当するものはありません。

5. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

6. 再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

約 款

(ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン)

運 用 の 基 本 方 針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

年4回の毎決算時（原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーフェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当時の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいり、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいります。以下同じ。）は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって売却することができます。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を1口につき1円に乘じて得た額とします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止すること及び既に受けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ト. 金融先物取引等に係る権利

チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除きます。）に係る権利（ロ. からニ. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

リ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーフェジエイ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第 1 号から第 6 号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権(証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 2 項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）ならびにこれらの合計額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 33 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 34 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 35 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 36 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 37 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 38 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 39 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 40 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一

部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成14年8月29日から平成14年11月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託金の主要投資対象である親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年 10,000 分の 27.5 の率を乗じて得た金額とします。

(収益分配)

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金（第 52 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 51 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 52 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益

証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内

容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第53条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年8月29日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

親投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド

約 款

親投資信託

(ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受益者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ト. 金融先物取引等に係る権利

チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除きます。）に係る権利（（口）から（二）までに掲げるものに該当するものを除きます。）

リ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といり、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といります。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第13条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

トイチェ・アセット・マネジメント・リミテッド

One Appold Street London EC2A 2UU

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その額については当該証券投資信託約款において定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定

を含みます。) されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 15 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超

えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第28条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月16日から翌年8月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期

間は、平成14年8月29日から平成15年8月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第37条 委託者および受託者は、この信託に関し信託報酬を收受しません。

（利益の留保）

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産内に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

（一部解約）

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第43条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年8月29日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

<用語の解説>

| | |
|---------------|--|
| ポートフォリオ | ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します |
| ボトム・アップ・アプローチ | 個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法を言います。 |
| トップ・ダウン・アプローチ | 経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種別配分を決定する運用手法です。 |
| イールドカーブ | 満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表わす曲線のことです。 横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りをとり、各債券の利回りを結んだ曲線で表わされます。 |
| デュレーション | 債券の平均残存期間のことで、同時に金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています 一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。 |
| クレジット分析 | 社債等、一般債券の発行体の財務内容・債務返済能力など、その信用力等を調査・分析することで、当該債券の元利金の支払いの確実性を分析することをいいます。 |
| 定量分析 | 企業を評価する際に、財務内容や現在の株価などの数値で計測できるものを対象に行う分析のことをいいます。 |
| ベンチマーク | 投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。 |